

高齢者虐待防止マニュアル

訪問看護ステーション めいゆ〜る

1. 目的 & 2. 基本方針

【目的】 尊厳の保持と権利擁護

本マニュアルは、利用者の尊厳の保持と権利利益の擁護を図るとともに、高齢者虐待の防止、早期発見、適切な対応を行うための指針とします。

【基本方針】 徹底した未然防止と連携体制

- ・利用者の人格・尊厳を尊重します。
- ・いかなる虐待も容認しません。
- ・虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。
- ・関係機関と密接に連携します。
- ・全職員へ年1回以上の虐待防止研修を実施します。

3. 高齢者虐待の5類型

① 身体的虐待

暴力、不適切な拘束、過度な服薬管理など。

④ 介護放棄（ネグレクト）

必要な食事、医療、介護の拒否または怠慢。

② 心理的虐待

暴言、脅し、無視などの精神的苦痛を与える行為。

⑤ 性的虐待

本人との間で合意のない一切の性的行為の強要。

③ 経済的虐待

財産の不当な処分、合意のない搾取など。

4. 訪問時チェックリスト（早期発見のための気づき）

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ☐ 生活環境は清潔か | ☐ 服薬管理は適切か |
| ☐ 食事・水分は十分か | ☐ 家族の暴言・威圧はないか |
| ☐ あざ・やけど・骨折等はないか | ☐ 金銭管理は適切か |
| ☐ 体重減少はないか | ☐ 本人が怯えていないか |

5. 対応フロー & 6. 通報義務

虐待の疑い



管理者へ報告



事実確認・記録



包括・市町村相談

速やかな報告・連携

虐待が疑われた時点で**速やかに管理者へ報告**し、市町村へ相談・通報します。必要時は110番・119番の緊急通報、および主治医・ケアマネジャーと迅速に連携します。

7. 身体拘束等（原則禁止）

身体拘束廃止への取り組み

原則禁止。ただし、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合で、かつ【切迫性】【非代替性】【一時性】の3要件を満たす場合のみ実施し、その詳細な説明と経過を必ず記録します。

8. 委員会・9. 研修・10. 記録保存 & 11. 個人情報

虐待防止委員会 & 研修

- ・ **委員会:** 年1回以上開催。事例検討、再発防止策の立案、研修計画作成、本マニュアルの見直しを行います。
- ・ **研修:** 採用時および年1回以上実施し、受講記録を保存します。

記録保存 & 個人情報保護

- ・ **記録保存:** 報告書・相談記録・会議録・対応経過は**5年間**保存します。
- ・ **個人情報保護:** 個人情報は関係法令に基づき適切に管理します。

12. 緊急連絡先・関係機関一覧

警察 / 消防	110 / 119
名古屋市西区北部いきいき支援センター	052-505-8343
西区役所山田支所	052-501-4971
訪問看護ステーションめいゆ〜る（代表）	052-938-9791
管理者：北川	080-3368-4588